

春日井市立学校の体育館及び武道場の開放に係る実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立学校体育施設の開放に関する規則（平成26年春日井市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第9条に規定する実費相当額の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(実費相当額)

第2条 実費相当額は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	金 額
小学校（丸田小学校及び出川小学校を除く。）の体育館及び中学校の武道場	1回につき500円
丸田小学校及び出川小学校並びに中学校の体育館	1回につき800円

2 実費相当額の納入方法、納入期限等については、市長が別に定める。

(実費相当額の還付)

第3条 既に徴収した実費相当額は還付しない。ただし、次に掲げる事由により体育館及び武道場を利用できなかった場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 市、教育委員会及び学校の行事等が行われるとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰さない事由があるとき。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和61年6月1日以降の使用に係る申し込みから適用す

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年10月1日以降の使用に係る申し込みから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降の使用に係る申し込みから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日以降の使用に係る申し込みから適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る申し込みから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る申し込みから適用する。